

yui訪問看護ステーション 運営規程
(指定訪問看護)
(指定介護予防訪問看護)

(事業の目的)

第1条 要介護または要支援の状態にある利用者に対し、利用者の意思及び人格を尊重した訪問看護サービスを提供することにより、利用者が住み慣れた地域や家庭において、個々の能力に応じて自立した日常生活を営み、また心身機能の維持・回復により利用者の療養生活の質が確保できるよう支援することを目的とする。

(指定訪問看護事業所の運営の方針)

第2条 事業所が実施する指定訪問看護事業は、知識や技術、人間性を磨き、利用者が必要とするサービスの提供ができるよう務める。主治医と連絡をとり、利用者に必要な看護サービスの提供を行う。また所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に務める。

(指定介護予防訪問看護事業の運営の方針)

第3条 指定介護予防訪問看護事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自律した日常生活を営むことができるようにするため、訪問看護サービスを利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うことにより、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

2訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業の運営)

第4条 訪問看護サービスの提供は、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

本所

- (1) 名称 yui訪問看護ステーション
- (2) 所在地 長野県諏訪郡下諏訪町社6529-6

サテライト事業所

1. 名称 yui訪問看護ステーション「スワサテライト」
2. 所在地 長野県諏訪市中洲福島5453-1ビューロックウェーブB棟206号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 所長(管理者)： 看護師若しくは保健師

- ・常勤1名(看護職員と兼務)

所長(管理者)は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定され

ている訪問看護のサービスの提供に関し、従業者に遵守させるために必要事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員： 看護師、保健師

- ・常勤換算2.5名以上（内1名は常勤とする）

看護職員は主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護サービスにあたる。

(3) その他の職員

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士： 実情に応じた適当数看護業務の一環としてのリハビリテーションを実施する。
- ・事務職員： 実情に応じた適当数事務所の運営に必要な事務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日まで（8月13日から8月15日、12月29日から1月3日、祝祭日は休業）。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができる。

(訪問看護サービスの提供方法)

第8条訪問看護の提供体制は次の通りとする。

- (1) 看護職員は、医師が交付した指示書に基づき、利用者の希望や心身の状況を踏まえて、療養上の目標を立て、当該目標を達成するための具体的な訪問看護サービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しサービスを提供する。
- (2) 看護職員は、訪問看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- (3) 看護職員は、訪問看護計画を作成した際には当該訪問看護計画を利用者に交付する。
- (4) 看護職員は、それぞれの利用者について訪問看護計画に従ったサービスの提供状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(訪問看護サービスの内容)

第9条訪問看護サービスの内容は、次の通りとする

- (1) 病状、障がいの観察
- (2) 苦痛の緩和
- (3) リハビリテーション
- (4) 入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持
- (5) 食事、排泄等日常生活の世話
- (6) 床ずれの予防・処置
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症ケア
- (9) カテーテル等の管理
- (10) 療養生活、介護方法の相談、指導
- (11) その他医師の指示による医療処置

(12) 居宅支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスとの連携調整

(利用料金等)

第10条訪問看護サービスを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合（1，2，3割負担）に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 自費で徴収する料金

1. 規定外の訪問看護サービスの料金（消費税込み）

訪問時間	～30分	～60分	その後30分を超えるごと
料金	4,000円	8,000円	4,000円ずつ加算

2) 交通費（消費税込み・往復分料金）

通常の事業の実地地域：下諏訪町、諏訪市、岡谷市、茅野市

通常の事業の実施地域以外には、1回の訪問について以下の交通費が発生する。

(1) 通常の事業の実地地域の境界から2kmまで 200円

(2) (1)を超え1km毎 50円増

(3) 上限 1,000円

3) 死後の処置料（消費税、ケアセット込み・処置開始時間を適応）

昼間	8:00～17:59	10,000円
朝・夜	6:00～7:59 18:00～21:59	12,500円
深夜	22:00～5:59	15,000円

4) 処置等に要する費用で利用者が負担する物が適当であるものにかかる実費

5) キャンセル料金

連絡があった場合	予定訪問時間の1時間以上前	キャンセル料金なし
	予定訪問時間の1時間未満	予定訪問単位数料金相当
連絡がなかった場合	月の1回目	1,000円
	月の2回目以降	それぞれ1,500円

3 自費による訪問看護サービスの提供にあたっては、事前に利用者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、同意する旨の署名を受けて行う。

(通常の事業の実施範囲)

第11条通常の事業の実施地域は、下諏訪町、諏訪市、岡谷市、茅野市とする。

(衛生管理等)

第12条事業者は従業者の清潔の保持及び健康状態の把握を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理を行う。

(感染、災害対策等)

第13条事業者は従業者、利用者の感染症の発生、蔓延防止のために必要な管理を行う。

2事業者は感染、災害発生に備え、平時より必要な管理（マニュアル作成、研修受講、シミュレーションの実施等とそれを行うための会議の開催）を行う。

3前項1，2により感染症、災害発生時においても安定した事業継続に努める。

(緊急時における対応方法)

第14条訪問看護サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じた際は、

従業者は速やかに以下の措置を行う。

1. 必要に応じた臨時応急の手当て
2. 主治医への連絡。指示による処置等
3. 家族、担当介護支援専門員への連絡
4. 管理者への報告等

2事故発生時は、家族、主治医、介護支援専門員、行政等に連絡を取り迅速な対応を行う。また事故報告書を作成し、再発防止に努める。

(苦情処理)

第15条事業者は、提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口を設置し、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に沿って対応する。

(その他運営に関する留意事項)

第16条事業者は従業者の質向上を図るための研修・研究の機会を設け、業務体制を整える。

1. 採用時研修 最低1回、必要に応じて随時
2. 継続研修 年1回以上

2毎年4月1日（開設初年度は6月1日）から始まり次年3月31日の決算による独立した収支決算書を作成する。

3法人内に「訪問看護ステーション運営委員会」を設置し、円滑な運営に努める。

(個人情報の守秘義務)

第17条従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を負う。

2事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する義務が有することを、従業者との雇用契約に記載する。

3事業者は、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合、予め利用者及びその家族の同意を文書により得る。

(虐待防止に関する事項)

第18条事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの相談体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置

2事業者は、サービス提供中に当該事業所や他の事業所の従業者又は養護者（利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報する。

（記録の整備、保存）

第19条事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行う。

2事業者は、利用者に対する訪問看護サービスに関する次の記録を整備し、訪問看護サービスの完結の日から5年間保存する。

1. 主治医からの訪問看護指示書
2. 訪問看護計画書
3. 訪問看護報告書
4. 提供した具体的なサービス内容の記録
5. 市町村の通知に係る記録
6. 苦情報告書
7. 事故報告書

附則 この規程は、令和3年6月1日から施行する

附則 この規程は、令和3年8月9日から施行する

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する

附則 この規定は、令和4年12月1日から施行する

附則 この規定は、令和5年1月13日から施行する

附則 この規定は、令和5年3月24日から施行する

附則 この規定は、令和5年4月 4日から施行する

附則 この規定は、令和6年2月 15日から施行する

附則 この規定は、令和6年3月 12日から施行する